

1. 法人基本情報

(1)都道府県区分	(2)市町村区分	(3)所轄庁区分	(4)法人番号	(5)法人区分	(6)活動状況
15 新潟県	223 阿賀野市	15223	2110005003679	01 一般法人	01 運営中
(7)法人の名称	社会福祉法人たちばな会				
(8)主たる事務所の住所	新潟県	阿賀野市	中央町一丁目3番1号		
(9)主たる事務所の電話番号	0250-62-2391	(10)主たる事務所の F A X 番号	0250-62-2502	(11)従たる事務所の有無	1 有
(12)従たる事務所の住所	新潟県	阿賀野市	中央町一丁目3番1号		
(13)法人のホームページアドレス	https://www.tachibana-kodomoen.jp/		(14)法人のメールアドレス	tachibana2020@uno.xcon.jp	
(15)法人の設立認可年月日	昭和43年12月16日	(16)法人の設立登記年月日	昭和44年1月16日		

2. 当該会計年度の初日における評議員の状況

(1)評議員の定員	8	(2)評議員の現員	8	(3-6)評議員全員の報酬等の総額(前会計年度実績)（円）	0
(3-1)評議員の氏名	(3-3)評議員の任期		(3-4)評議員の所轄庁からの再就職状況	(3-5) 他の社会福祉法人の評議員・役員・職員との兼務状況	(3-7)前会計年度における評議員会への出席回数
(3-2)評議員の職業					
大島 忠英	R3.6.20	～ R7.6	2 無	2 無	1
片桐 正英	R3.6.20	～ R7.6	2 無	2 無	1
中山 朗	R3.6.20	～ R7.6	2 無	2 無	1
韭澤 和哉	R3.6.20	～ R7.6	2 無	2 無	1
若月 正和	R3.6.20	～ R7.6	2 無	2 無	1
小川 圭一	R3.6.20	～ R7.6	2 無	2 無	1
坂井 真	R3.6.20	～ R7.6	2 無	2 無	1
清野 敏栄	R3.6.20	～ R7.6	2 無	2 無	1

3. 当該会計年度の初日における理事の状況

(1)理事の定員	8	(2)理事の現員	8	(3-12)理事全員の報酬等の総額(前会計年度実績)（円）	0	2 特例無
(3-1)理事の氏名	(3-2)理事の役職(注)	(3-3)理事長への就任年月日	(3-4)理事の常勤・非常勤	(3-5)理事選任の評議員会議決年月日	(3-6)理事の職業	(3-7)理事の所轄庁からの再就職状況
	(3-8)理事の任期		(3-9)理事要件の区分別該当状況	(3-10)各理事と親族等特殊関係にある者の有無	(3-11)理事報酬等の支給形態	(3-13)前会計年度における理事会への出席回数
小林 義明	1 理事長 R5.6.11 ～ R7.6	令和3年6月20日	1 常勤	令和5年6月11日		2 無
小林 泰典	3 その他理事 R5.6.11 ～ R7.6		3 施設の管理者	令和5年6月11日	2 無 3 職員給与のみ支給	3
小泉 豊信	3 その他理事 R5.6.11 ～ R7.6		2 非常勤	令和5年6月11日	2 無 3 職員給与のみ支給	2 無 3
須藤 寛	3 その他理事 R5.6.11 ～ R7.6		2 非常勤	令和5年6月11日	2 無 4 いずれも支給なし	2 無 3
片山 亮太	3 その他理事 R5.6.11 ～ R7.6		2 非常勤	令和5年6月11日	2 無 4 いずれも支給なし	2 無 3
田邊 聡志	3 その他理事 R5.6.11 ～ R7.6		2 非常勤	令和5年6月11日	2 無 4 いずれも支給なし	2 無 3
見原 健司	3 その他理事 R5.6.11 ～ R7.6		2 非常勤	令和5年6月11日	2 無 4 いずれも支給なし	2 無 3
酒井 優	3 その他理事 R5.6.11 ～ R7.6		2 非常勤	令和5年6月11日	2 無 4 いずれも支給なし	2 無 3

(注)「(3-2)理事の役職」のうち、「理事長」とは、社会福祉法45条の13第3項で規定する理事長(会長等の他の役職名を使用している法人がある。)である。
「業務執行理事」とは、社会福祉法45条の16第2項第2号で規定する業務執行理事(常務理事等の他の役職名を使用している法人がある。)である。

4. 当該会計年度の初日における監事の状況

(1)監事の定員	2	(2)監事の現員	2	(3-6)監事全員の報酬等の総額(前会計年度実績)（円）	0
(3-1)監事の氏名	(3-2)①監事の職業		(3-2)②監事の所轄庁からの再就職状況	(3-3)監事選任の評議員会議決年月日	
	(3-4)監事の任期		(3-5)監事要件の区分別該当状況	(3-7)前会計年度における理事会への出席回数	
伊藤 隆			2 無	令和5年6月11日	
	R5.6.11	～ R7.6	6 財務管理に識見を有する者（その他）	3	
宇尾野 功三郎			2 無	令和5年6月11日	
	R5.6.11	～ R7.6	3 社会福祉事業に識見を有する者（その他）	3	

5. 前会計年度・当該会計年度における会計監査人の状況

(1-1)前会計年度の会計監査人の氏名（監査法人の場合は監査法人名）	(1-2)前会計年度の会計監査人の監査報酬額（円）	(1-3)前年度決算にかかる定時評議員会への出席の有無	(2-1)当該会計年度の会計監査人の氏名（監査法人の場合は監査法人名）	(2-2)当該会計年度の会計監査人の監査報酬額（円）
------------------------------------	---------------------------	-----------------------------	-------------------------------------	----------------------------

6. 当該会計年度の初日における職員の状況

(1)法人本部職員の人数	0	②常勤兼務者の実数	0	③非常勤者の実数	0
常勤換算数		常勤換算数		常勤換算数	
(2)施設・事業所職員の人数	20	②常勤兼務者の実数	0	③非常勤者の実数	3
常勤換算数		常勤換算数		常勤換算数	

7. 前会計年度に実施した評議員会の状況

(1)評議員会ごとの評議員会開催年月日	(2)評議員会ごとの評議員・理事・監事・会計監査人別の出席者数	(3)評議員会ごとの決議事項	1/3
	評議員 理事 監事 会計監査人		

令和5年6月11日	8	2	2	0	1. 令和4年度 事業報告・決算報告の承認の件について 2. 次期役員候補者の承認の件について
-----------	---	---	---	---	--

(4)うち開催を省略した回数0

8. 前会計年度に実施した理事会の状況

(1)理事会ごとの理事会 開催年月日	(2)理事会ごとの理事・監事 別の出席者数		(3)理事会ごとの決議事項
	理事	監事	
令和5年5月29日	8	2	1. 令和4年度 事業報告・決算報告（案）の承認の件について 2. 令和5年度 事業計画・新年度予算（案）の承認の件について 3. 評議員会開催の日程の件について 4. 次期役員候補者の推薦の件について
令和5年6月11日	8	2	1. 理事長選定の件について
令和6年3月16日	8	2	1. たちばなこども園 園舎内部全面改修の承認の件について 2. 令和5年度 第1次資金収支補正予算の承認の件について 3. 令和6年度 当初資金収支予算の承認の件について 4. 令和6年度 事業計画の承認の件について

(4)うち開催を省略した回数0

9. 前会計年度に実施した監事監査の状況

(1)監事監査を実施した監事の氏名	伊藤 隆 宇尾野 功三郎
(2)監査報告により求められた改善すべき事項	なし
(3)監査報告により求められた改善すべき 事項に対する対応	なし

1 0. 前会計年度に実施した会計監査(会計監査人による監査に準ずる監査を含む)の状況

(1)会計監査人による会計監査報告における意見の区分

1 1. 前会計年度における事業等の概要 - (1)社会福祉事業の実施状況

①-1拠点 区分コード 分類	①-2拠点 区分名称	①-3事業類型コード 分類	①-4実施事業名称	②事業所の名称				
		③事業所の所在地		④事業所の土 地の保有状況	⑤事業所の建 物の保有状況	⑥事業所単位での事業開 始年月日	⑦事業所単 位での定員	⑧年間(4月～3 月)利用者延べ総 数(人/年)
		⑨社会福祉施設等の建設等の状況（当該拠点区分における主たる事業（前年度の年間収益が最も多い事業）に計上）						
		ア 建設費	(ア) 建設年月日	(イ) 自己資金額（円）	(ウ) 補助金額（円）	(エ) 借入金額（円）	(オ) 建設費合計額（円）	ウ 延べ床面積
		イ 大規模修繕	(ア) - 1 修繕年月日 (1 回目)	(ア) - 2 修繕年月日 (2 回目)	(ア) - 3 修繕年月日 (3 回目)	(ア) - 4 修繕年月日 (4 回目)	(ア) - 5修繕年月日 (5 回目)	(イ) 修繕費合計額（円）
100	法人本部	00000001	本部経理区分		法人本部			
		新潟県	阿賀野市		3 自己所有	3 自己所有	昭和44年4月1日	00
		ア建設費					0	
		イ大規模修繕						
200	たちばなこども園	02101801	幼保連携型認定こども園		たちばなこども園			
		新潟県	阿賀野市		3 自己所有	3 自己所有	昭和44年4月1日	1001,742
		ア建設費					0	
		イ大規模修繕						
300	たちばな学 童クラブ	02090401	放課後児童健全育成事業		たちばな学童クラブ			
		新潟県	阿賀野市		3 自己所有	3 自己所有	平成21年4月1日	45431
		ア建設費					0	
		イ大規模修繕						

1 1. 前会計年度における事業等の概要 - (2)公益事業

①-1拠点 区分コード 分類	①-2拠点 区分名称	①-3事業類型コード 分類	①-4実施事業名称	②事業所の名称				
		③事業所の所在地		④事業所の土 地の保有状況	⑤事業所の建 物の保有状況	⑥事業所単位での事業開 始年月日	⑦事業所単 位での定員	⑧年間(4月～3 月)利用者延べ総 数(人/年)
		⑨社会福祉施設等の建設等の状況（当該拠点区分における主たる事業（前年度の年間収益が最も多い事業）に計上）						
		ア 建設費	(ア) 建設年月日	(イ) 自己資金額（円）	(ウ) 補助金額（円）	(エ) 借入金額（円）	(オ) 建設費合計額（円）	ウ 延べ床面積
		イ 大規模修繕	(ア) - 1 修繕年月日 (1 回目)	(ア) - 2 修繕年月日 (2 回目)	(ア) - 3 修繕年月日 (3 回目)	(ア) - 4 修繕年月日 (4 回目)	(ア) - 5修繕年月日 (5 回目)	(イ) 修繕費合計額（円）

1 1. 前会計年度における事業等の概要 - (3)収益事業

①-1拠点 区分コード 分類	①-2拠点 区分名称	①-3事業類型コード 分類	①-4実施事業名称	②事業所の名称				
		③事業所の所在地		④事業所の土 地の保有状況	⑤事業所の建 物の保有状況	⑥事業所単位での事業開 始年月日	⑦事業所単 位での定員	⑧年間(4月～3 月)利用者延べ総 数(人/年)
		⑨社会福祉施設等の建設等の状況（当該拠点区分における主たる事業（前年度の年間収益が最も多い事業）に計上）						
		ア 建設費	(ア) 建設年月日	(イ) 自己資金額（円）	(ウ) 補助金額（円）	(エ) 借入金額（円）	(オ) 建設費合計額（円）	ウ 延べ床面積
		イ 大規模修繕	(ア) - 1 修繕年月日 (1 回目)	(ア) - 2 修繕年月日 (2 回目)	(ア) - 3 修繕年月日 (3 回目)	(ア) - 4 修繕年月日 (4 回目)	(ア) - 5修繕年月日 (5 回目)	(イ) 修繕費合計額（円）

1 1. 前会計年度における事業等の概要 - (4)備考

11-2. 地域における公益的な取組（地域公益事業(再掲)含む）

①取組類型コード分類	②取組の名称	③取組の実施場所(区域)
	④取組内容	

1 2. 社会福祉充実残額及び社会福祉充実計画の策定の状況（社会福祉充実残額算定シートを作成するまで編集することはできません）

(1) 社会福祉充実残額等の総額（円）

(2) 社会福祉充実計画の策定の状況

①事業名	②事業種別	④事業内容（記述）	⑤計画における事業費のうち社会福祉充実残額財源の合計（円）	⑥⑤のうち今会計年度以降の合計（円）
	③事業内容			
			⑤の合計（円）	⑥の合計（円）
			0	0

(3) 社会福祉充実残額の前年度の投資実績額

①社会福祉事業又は公益事業（社会福祉事業に類する小規模事業）（円）

②地域公益事業（円）

③公益事業（円）

④合計額（①＋②＋③）（円）

(4) 社会福祉充実計画の実施期間

	0
	0
	0
	0
	～

1 3. 透明性の確保に向けた取組状況

(1)積極的な情報公表への取組

①任意事項の公表の有無

②事業報告

③財産目録

④事業計画書

⑤第三者評価結果

⑥苦情処理結果

⑦監事監査結果

⑧附属明細書

1 有
1 有
1 有
2 無
1 有
1 有
2 無

(2)前会計年度の報酬・補助金等の公費の状況

①事業運営に係る公費（円）

②施設・設備に係る公費（円）

③国庫補助金等特別積立金取崩累計額（円）

122,831,180
175,000
17,320,758

(3)福祉サービスの第三者評価の受審施設・事業所について

施設名

直近の受審年度

1 4. ガバナンスの強化・財務規律の確立に向けた取組状況

(1)会計監査人非設置法人における会計に関する専門家の活用状況

①実施者の区分

②実施者の氏名（法人の場合は法人名）

③業務内容

④費用〔年額〕（円）

(2)法人所轄庁からの報告徴収・検査への対応状況

①所轄庁から求められた改善事項

②実施した改善内容

1 5. その他

退職手当制度の加入状況等（複数回答可）

① 社会福祉施設職員等退職手当共済制度（(独)福祉医療機構）に加入	1 有
② 中小企業退職金共済制度（(独)勤労者退職金共済機構）に加入	2 無
③ 特定退職金共済制度（商工会議所）に加入	2 無
④ 都道府県社会福祉協議会や都道府県民間社会福祉事業職員共済会等が行う民間の社会福祉事業・施設の職員を対象とした退職手当制度に加入	1 有
⑤ その他の退職手当制度に加入（具体的に：●●●）	
⑥ 法人独自で退職手当制度を整備	2 無
⑦ 退職手当制度には加入せず、退職給付引当金の積立も行っていない	2 無

1 6. 社員として所属する社会福祉連携推進法人の名称

第一号第一様式（第十七条第四項関係）
法人単位資金収支計算書

（自）令和 5 年 4 月 1 日 （至）令和 6 年 3 月 31 日

社会福祉法人名 たちばな会

（単位：円）

勘定科目		予算(A)	決算(B)	差異(A)-(B)	備考
事業活動による収支	収入				
	保育事業収入	137,587,000	136,154,045	1,432,955	
	受取利息配当金収入	1,100	856	244	
	その他の収入	1,650,000	1,575,253	74,747	
	事業活動収入計(1)	139,238,100	137,730,154	1,507,946	
	支出				
	人件費支出	117,050,000	116,580,674	469,326	
	事業費支出	16,340,000	15,540,742	799,258	
	事務費支出	7,323,000	6,748,793	574,207	
	その他の支出	1,500,000	1,479,525	20,475	
	事業活動支出計(2)	142,213,000	140,349,734	1,863,266	
事業活動資金収支差額(3)=(1)-(2)		△2,974,900	△2,619,580	△355,320	
施設整備等による収支	収入				
	施設整備等補助金収入	175,000	175,000	0	
	施設整備等収入計(4)	175,000	175,000	0	
	支出				
	固定資産取得支出	4,600,000	4,557,639	42,361	
施設整備等資金収支差額(6)=(4)-(5)	施設整備等支出計(5)	4,600,000	4,557,639	42,361	
	施設整備等資金収支差額(6)=(4)-(5)	△4,425,000	△4,382,639	△42,361	
その他の活動収支	収入				
	その他の活動収入計(7)	0	0	0	
	支出				
	その他の活動支出計(8)	0	0	0	
その他の活動資金収支差額(9)=(7)-(8)		0	0	0	
予備費支出(10)		0	—	0	
当期資金収支差額合計(11)=(3)+(6)+(9)-(10)		△7,399,900	△7,002,219	△397,681	

前期末支払資金残高(12)	26,487,728	26,487,728	0	
当期末支払資金残高(11)+(12)	19,087,828	19,485,509	△397,681	

第二号第一様式（第二十三条第四項関係）
法人単位事業活動計算書

（自）令和 5 年 4 月 1 日 （至）令和 6 年 3 月 31 日

社会福祉法人名 たちばな会

（単位：円）

勘定科目		当年度決算(A)	前年度決算(B)	増減(A)-(B)
サービス活動増減の部	収益			
	保育事業収益	136,154,045	143,416,137	△7,262,092
	その他の収益	1,558	0	1,558
	サービス活動収益計(1)	136,155,603	143,416,137	△7,260,534
	費用			
	人件費	117,035,674	124,544,042	△7,508,368
	事業費	15,540,742	16,865,436	△1,324,694
	事務費	6,748,793	5,912,233	836,560
	減価償却費	5,210,629	4,983,188	227,441
	国庫補助金等特別積立金取崩額	△1,316,276	△1,310,443	△5,833
	サービス活動費用計(2)	143,219,562	150,994,456	△7,774,894
	サービス活動増減差額(3)=(1)-(2)	△7,063,959	△7,578,319	514,360
サービス活動外増減の部	収益			
	受取利息配当金収益	856	1,055	△199
	その他のサービス活動外収益	1,573,695	2,698,630	△1,124,935
	サービス活動外収益計(4)	1,574,551	2,699,685	△1,125,134
	費用			
	その他のサービス活動外費用	1,479,525	1,681,750	△202,225
繰越活動増減差額の部	サービス活動外費用計(5)	1,479,525	1,681,750	△202,225
	サービス活動外増減差額(6)=(4)-(5)	95,026	1,017,935	△922,909
経常増減差額(7)=(3)+(6)		△6,968,933	△6,560,384	△408,549
特別増減の部	収益			
	施設整備等補助金収益	175,000	0	175,000
	固定資産売却益	0	140,549	△140,549
	特別収益計(8)	175,000	140,549	34,451
	費用			
	国庫補助金等特別積立金積立額	175,000	0	175,000
	特別費用計(9)	175,000	0	175,000
繰越活動増減差額の部	特別増減差額(10)=(8)-(9)	0	140,549	△140,549
	当期活動増減差額(11)=(7)+(10)	△6,968,933	△6,419,835	△549,098
繰越活動増減差額の部	前期繰越活動増減差額(12)	△8,341,192	△10,521,357	2,180,165
	当期末繰越活動増減差額(13)=(11)+(12)	△15,310,125	△16,941,192	1,631,067
	基本金取崩額(14)	0	0	0
	その他の積立金取崩額(15)	0	8,600,000	△8,600,000
	その他の積立金積立額(16)	0	0	0
	次期繰越活動増減差額(17)=(13)+(14)+(15)-(16)	△15,310,125	△8,341,192	△6,968,933

第三号第一様式（第二十七条第四項関係）

法人単位貸借対照表

令和 6 年 3 月 31 日 現在

社会福祉法人名 たちばな会

(単位：円)

資 産 の 部				負 債 の 部			
	当年度末	前年度末	増 減		当年度末	前年度末	増 減
流動資産	21, 226, 339	27, 619, 228	△6, 392, 889	流動負債	6, 356, 830	5, 292, 500	1, 064, 330
現金預金	21, 026, 539	27, 422, 288	△6, 395, 749	事業未払金	1, 677, 430	911, 000	766, 430
事業未収金	199, 800	196, 940	2, 860	預り金	0	0	0
仮払金	0	0	0	職員預り金	63, 400	220, 500	△157, 100
その他の流動資産	0	0	0	仮受金	0	0	0
				賞与引当金	4, 616, 000	4, 161, 000	455, 000
固定資産	86, 075, 124	86, 728, 114	△652, 990	固定負債	0	0	0
基本財産	33, 751, 453	36, 740, 553	△2, 989, 100	負債の部合計	6, 356, 830	5, 292, 500	1, 064, 330
建物	33, 751, 453	36, 740, 553	△2, 989, 100	純 資 産 の 部			
その他の固定資産	52, 323, 671	49, 987, 561	2, 336, 110	基本金	56, 734, 000	56, 734, 000	0
構築物	9	9	0	第一号基本金	56, 734, 000	56, 734, 000	0
車輛運搬具	3, 446, 212	4, 243, 695	△797, 483	国庫補助金等特別積立金	17, 320, 758	18, 462, 034	△1, 141, 276
器具及び備品	6, 677, 450	3, 543, 857	3, 133, 593	その他の積立金	42, 200, 000	42, 200, 000	0
ソフトウェア	0	0	0	人件費積立金	22, 200, 000	22, 200, 000	0
人件費積立資産	22, 200, 000	22, 200, 000	0	修繕費積立金	7, 800, 000	7, 800, 000	0
修繕費積立資産	7, 800, 000	7, 800, 000	0	保育所施設・設備整備積立金	12, 200, 000	12, 200, 000	0
保育所施設・設備整備積立資産	12, 200, 000	12, 200, 000	0	次期繰越活動増減差額	△15, 310, 125	△8, 341, 192	△6, 968, 933
				(うち当期活動増減差額)	△6, 968, 933	△6, 419, 835	△549, 098
				純資産の部合計	100, 944, 633	109, 054, 842	△8, 110, 209
資産の部合計	107, 301, 463	114, 347, 342	△7, 045, 879	負債及び純資産の部合計	107, 301, 463	114, 347, 342	△7, 045, 879

計算書類に対する注記(法人全体用)

1. 継続事業の前提に関する注記

該当なし

2. 重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

該当なし

(2) 固定資産の減価償却の方法

・有形固定資産及び無形固定資産—定額法

・リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引の係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっている。

所有権移転外ファイナンス・リース取引の係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。

(3) 引当金の計上基準

・退職給付引当金— 該当なし

・賞与引当金—職員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当年度に帰属する額を計上している。

3. 重要な会計方針の変更

該当なし

4. 法人で採用する退職給付制度

独立行政法人福祉医療機構の社会福祉施設職員等退職手当共済制度

5. 法人が作成する計算書類等と拠点区分、サービス区分

当拠点区分において作成する計算書類は以下のとおりになっている。

(1) 法人全体の計算書類(第1号第1様式、第2号第1様式、第3号第1様式)

(2) 事業区分別内訳表(第1号第2様式、第2号第2様式、第3号第2様式)

当法人では公益事業、収益事業を実施していないため、省略している。

(3) 社会福祉事業における拠点区分別内訳表(第1号第3様式、第2号第3様式、第3号第3様式)

(4) 公益事業における拠点区分別内訳表(第1号第3様式、第2号第3様式、第3号第3様式)

当法人では、公益事業を実施していないため、省略している。

(5) 収益事業における拠点区分別内訳表(第1号第3様式、第2号第3様式、第3号第3様式)

当法人では、収益事業を実施していないため、省略している。

(6) 各拠点区分におけるサービス区分の内容

ア 本部拠点(社会福祉事業)

「法人本部」 サービス区分は設けていない

イ たちばなこども園拠点(社会福祉事業)

「たちばなこども園」 サービス区分は設けていない

ウ たちばな学童クラブ拠点(社会福祉事業)

「たちばな学童クラブ」 サービス区分は設けていない

6. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位:円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
土地	0	0	0	0
建物	36,740,553	0	2,989,100	33,751,453
定期預金	0	0	0	0
投資有価証券	0	0	0	0
合計	36,740,553	0	2,989,100	33,751,453

7. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金取崩し

該当なし

8. 担保に供している資産

該当なし

9. 有形資産の固定取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位:円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
建物(基本財産)	124,500,000	90,748,547	33,751,453
構築物	6,856,750	6,856,741	9
車両運搬具	4,775,350	1,329,138	3,446,212
器具及び備品	25,791,831	19,114,381	6,677,450
合計	161,923,931	118,048,807	43,875,124

10. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高は以下のとおりである。

(単位:円)

	債権額	徴収不能引当金の当期末残高	債権の当期末残高
事業未収金	199,800	0	199,800
合計	199,800	0	199,800

11. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

12. 関連当事者との取引の内容

該当なし

13. 重要な偶発債務

該当なし

14. 重要な後発事象

該当なし

15. 合併及び事業の譲渡若しくは事業の譲受け

該当なし

16. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び

純資産の状態を明らかにするために必要な事項

該当なし

計算書類に対する注記(法人本部拠点区分用)

1. 重要な会計方針

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
該当なし
- (2) 固定資産の減価償却の方法
 - ・有形固定資産及び無形固定資産—定額法
 - ・リース資産
所有権移転ファイナンス・リース取引の係るリース資産
自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっている。
所有権移転外ファイナンス・リース取引の係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。
- (3) 引当金の計上基準
 - ・退職給付引当金— 該当なし
 - ・賞与引当金— 該当なし

2. 重要な会計方針の変更

該当なし

3. 採用する退職給付制度

該当なし

4. 拠点が作成する計算書類等とサービス区分

当拠点区分において作成する計算書類は以下のとおりになっている。

- (1) 本部拠点計算書類(会計基準省令第1号第4様式、第2号第4様式、第3号第4様式)
- (2) 拠点区分事業活動明細書(別紙3(㊦))は省略している。
- (3) 拠点区分資金収支明細書(別紙3(㊧))は省略している。

5. 基本財産の増減の内容及び金額

該当なし

6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金取崩し

該当なし

7. 担保に供している資産

該当なし

8. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

該当なし

9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

該当なし

10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

11. 重要な後発事象

該当なし

12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

該当なし

計算書類に対する注記(たちばなこども園拠点区分用)

1. 重要な会計方針

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
該当なし
- (2) 固定資産の減価償却の方法
- 有形固定資産及び無形固定資産一定額法
 - リース資産
所有権移転ファイナンス・リース取引の係るリース資産
自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっている。
所有権移転外ファイナンス・リース取引の係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。
- (3) 引当金の計上基準
- 退職給付引当金— 該当なし
 - 賞与引当金— 職員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当年度に帰属する額を計上している。

2. 重要な会計方針の変更

該当なし

3. 採用する退職給付制度

独立行政法人福祉医療機構の社会福祉施設職員等退職手当共済制度

4. 拠点が作成する計算書類等とサービス区分

当拠点区分において作成する計算書類は以下のとおりになっている。

- (1) たちばなこども園拠点計算書類(会計基準省令第1号第4様式、第2号第4様式、第3号第4様式)
- (2) 拠点区分事業活動明細書(別紙3(㉠))は省略している。
- (3) 拠点区分資金収支明細書(別紙3(㉡))は省略している。

5. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位:円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
土地	0	0	0	0
建物	29,631,759	0	2,069,100	27,562,659
定期預金	0	0	0	0
投資有価証券	0	0	0	0
合計	29,631,759	0	2,069,100	27,562,659

6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金取崩し

該当なし

7. 担保に供している資産

該当なし

8. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位:円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
建物(基本財産)	104,500,000	76,937,341	27,562,659
構築物	6,856,750	6,856,741	9
車両運搬具	4,775,350	1,329,138	3,446,212
器具及び備品	23,514,667	17,274,308	6,240,359
合計	139,646,767	102,397,528	37,249,239

9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高は以下のとおりである。

(単位:円)

	債権額	徴収不能引当金の当期末残高	債権の当期末残高
事業未収金	42,000	0	42,000
合計	42,000	0	42,000

10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

11. 重要な後発事象

該当なし

12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び

純資産の状態を明らかにするために必要な事項

該当なし

計算書類に対する注記(たちばな学童クラブ拠点区分用)

1. 重要な会計方針

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
該当なし

- (2) 固定資産の減価償却の方法
- ・ 有形固定資産及び無形固定資産—定額法
 - ・ リース資産
所有権移転ファイナンス・リース取引の係るリース資産
自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっている。
所有権移転外ファイナンス・リース取引の係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。

- (3) 引当金の計上基準
- ・ 退職給付引当金— 該当なし
 - ・ 賞与引当金— 該当なし

2. 重要な会計方針の変更

該当なし

3. 採用する退職給付制度

該当なし

4. 拠点が作成する計算書類等とサービス区分

当拠点区分において作成する計算書類は以下のとおりになっている。

- (1) たちばな学童クラブ拠点計算書類(第1号第4様式、第2号第4様式、第3号第4様式)
(2) 拠点区分事業活動明細書(別紙3(⑪))は省略している。
(3) 拠点区分資金収支明細書(別紙3(⑩))は省略している。

5. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位:円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
土地	0	0	0	0
建物	7,108,794	0	920,000	6,188,794
定期預金	0	0	0	0
投資有価証券	0	0	0	0
合計	7,108,794	0	920,000	6,188,794

6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金取崩し

該当なし

7. 担保に供している資産

該当なし

8. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位:円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
建物(基本財産)	20,000,000	13,811,206	6,188,794
器具及び備品	2,277,164	1,840,073	437,091
合計	22,277,164	15,651,279	6,625,885

9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高は以下のとおりである。

(単位:円)

	債権額	徴収不能引当金の当期末残高	債権の当期末残高
事業未収金	157,800	0	157,800
合計	157,800	0	157,800

10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

11. 重要な後発事象

該当なし

12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

該当なし

社会福祉法人 たちばな会 評議員名簿

評議員任期 令和 3年 6月 20日 から 令和 7年 6月 定時評議員会終結時まで

NO	氏 名	年 齢	住 所	職 業	社会福祉関係歴	理事との兼務	現就任年月日	初任年月日
1	大 島 忠 英 昭和23・4・30生			金物販売業	無	無	令和3年6月20日	平成29年4月1日
2	片 桐 正 英 昭和28・7・1生			元土地家屋 調 査 士 無 職	無	無	令和3年6月20日	平成21年4月1日
3	中 山 朗 昭和37・4・16生			元 市 社 協 職 員 無 職	有	無	令和3年6月20日	平成27年4月1日
4	萠 澤 和 哉 昭和56・5・13生			建 設 業	無	無	令和3年6月20日	平成28年4月1日
5	若 月 正 和 昭和47・11・15生			建 設 業	有	無	令和3年6月20日	平成28年4月1日
6	小 川 圭 一 昭和27・6・18生			元中越運送 指 導 員 無 職	無	無	令和3年6月20日	平成30年4月1日
7	坂 井 真 昭和41・9・25生			カメラ・写真店 経 営	無	無	令和3年6月20日	令和2年4月1日
8	清 野 敏 栄 昭和24・1・28生			整備工場 整 備 士	無	無	令和3年6月20日	令和3年6月20日

社会福祉法人 たちばな会 理事・監事名簿

所在地 新潟県阿賀野市中央町1丁目3番1号
設立認可 厚生省収児第699号 昭和43年 12月 16日
設立登記 昭和44年 1月 16日
任期 令和 5年 6月 11日 から 令和 7年 6月 定時評議員会終結時まで
役員数 理事 8名 監事 2名 現員 計 10名

NO	役職名	氏 名	年 齢	住 所	職 業	現就任年月日	初任年月日	任期回数
1	理 事 長	小 林 義 明 昭和7・8・11生			理 事 長	令和3年6月20日	昭和43年7月26日	任期数32回
2	理 事	小 林 泰 典 昭和39. 3.24生			施 設 長	”	令和3年3月6日	任期数1回
3	”	小泉 豊 信 昭和13・8・6生			元小学校長 共済会参事	”	平成12年7月26日	任期数16回
4	”	須 藤 寛 昭和33・ 4・ 8生			元阿賀野市 職 員	”	令和3年3月6日	任期数1回
5	”	片 山 亮 太 昭和57・8・10生			酒類販売	”	令和2年4月1日	任期数5回
6	”	田 邊 聡 志 昭和55・ 3・10生			石材業	令和5年1月1日	令和5年2月26日	任期数0回
7	”	見 原 健 司 昭和30・10・18生			元阿賀野市 職 員	令和4年4月1日	令和4年4月1日	任期数0回
8	”	酒 井 優 昭和31年2・23生			元 北陸地方整備局 職 員	令和4年4月1日	令和4年4月1日	任期数0回
9	監 事	伊 藤 隆 昭和25・12・18生			JA 監 事	令和3年6月20日	平成24年7月26日	任期数11回
10	”	宇尾野 功三郎 昭和27年9月1日生			設 計 特定建設業	”	平成27年2月1日	任期数9回

社会福祉法人たちばな会 役員等報酬規程

（目的及び意義）

第1条 この規程は、社会福祉法人たちばな会（以下「この法人」という。）の役員、評議員及び委員会委員の報酬に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（定 義）

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1)役員とは、理事及び監事をいう。
- (2)評議員とは、定款第5条に基づき置かれる者をいう。
- (3)委員会委員とは、評議員選任・解任委員をいう。

（報 酬）

第3条 役員、評議員及び委員会委員に対する報酬は、無報酬とする

（費 用）

第4条 役員、評議員及び委員会委員が、職務遂行に伴い発生する旅費（交通費・宿泊）は、社会福祉法人たちばな会費用弁償規程に準じてその費用等を支給することができる。

（公 表）

第5条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条に定める役員報酬等の支給の基準として公表する。

（改 廃）

第6条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行う。

（補 足）

第7条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が評議員会の承認を経て、別に定めるものとする。

附則

この規定は、令和6年6月15日（評議員会の議決日）に決議し、令和6年4月1日より遡及改正実施する。

社会福祉法人

たちばな会定款

社会福祉法人たちばな会定款

第 1 章 総 則

(目 的)

第1条 この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成されるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

(1) 第二種社会福祉事業

(イ) 幼保連携型認定こども園の経営

(ロ) たちばな学童クラブ事業の経営

(ハ) 一時預かり事業の経営

(名 称)

第2条 この法人は、社会福祉法人たちばな会という。

(経営の原則等)

第3条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

2 この法人は、地域社会に貢献する取組として、子育て世帯を支援するため、無料又は低額な料金で福祉サービスを積極的に提供するものとする。

(事務所の所在地)

第4条 この法人の事務所を新潟県阿賀野市中央町一丁目3番1号に置く。

第 2 章 評 議 員

(評議員の定数)

第5条 この法人に評議員8名を置く。

(評議員の選任及び解任)

第6条 この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選任・解任委員会において行う。

(1)

- 2 評議員選任・解任委員会は、監事2名、事務職員1名、外部委員2名の合計5名で構成する。
- 3 選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。評議員選任・解任委員会の運営についての細則は、理事会において定める。
- 4 選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任及び不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。
- 5 評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の2名以上が出席し、かつ、外部委員の2名以上が賛成することを要する。

(評議員の任期)

第7条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 評議員は、第5条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

第8条 評議員 評議員に対しての報酬は、無報酬とする。

第 3 章 評 議 員 会

(構成)

第9条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

(権限)

第10条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 計算書類（貸借対照表及び収支計算書）及び財産目録の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分
- (8) 社会福祉充実計画の承認
- (9) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第11条 評議員会は、定時評議員会として毎年度6月に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招 集)

第12条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(決 議)

第13条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(1) 監事の解任

(2) 定款の変更

(3) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第15条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、評議員（当該事項について議決に加わるることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、評議員会の決議があったものとみなす。

(議 事 録)

第14条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人2名は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

第 4 章 役 員 及 び 職 員

(役 員 の 定 数)

第15条 この法人には、次の役員を置く。

(1) 理事 6名以上

(2) 監事 2名以上

2 理事のうち1名を理事長とする。

3 理事のうち1名を施設長とする。

(理事の職務及び権限)

第17条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 理事長は、毎会計年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第18条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第19条 理事又は監事の任期は、選任後2年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 理事又は監事は、第15条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第20条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員報酬等)

第21条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(職員)

第22条 この法人に、職員を置く。

- 2 この法人の設置経営する施設の長他の重要な職員（以下「施設長等」という。）は、理事会において、選任及び解任する。
- 3 施設長等以外の職員は、理事長が任免する。

(4)

第 5 章 理 事 会

(構 成)

第 2 3 条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権 限)

第 2 4 条 理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長の選定及び解職

(招 集)

第 2 5 条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故がある時は、各理事が理事会を招集する。

(決 議)

第 2 6 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案に異議を述べたときを除く。）は、理事会の決議があったものとみなす。

(議 事 録)

第 2 7 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

第 6 章 資 産 及 び 会 計

(資産の区分)

第 2 8 条 この法人の資産は、これを分けて基本財産とその他財産の 2 種とする。

2 基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。

- (1) 新潟県阿賀野市中央町 1 丁目 3 7 1 3 番地 3・3 7 4 9 番地 3・3 7 5 0 番地 5・3 7 5 1 番地 2・3 7 5 1 番地 3、所在の鉄筋コンクリート陸屋根造二階建て、幼保連携型認定こども園たちばなこども園、園舎 1 棟。

(延 6 3 0. 7 2 平方メートル)

- (2) 新潟県阿賀野市中央町 1 丁目 3 7 4 9 番地 1・3 7 4 9 番地 3・3 7 5 0 番地 3 所在の木造合金メッキ鋼板葺き二階建て学童クラブ施設 1 棟。(延 1 8 2. 0 6 平方メートル)

(5)

- 3 その他財産は、基本財産以外の財産とする。
- 4 基本財産に指定されて寄付された金品は、速やかに第2項に掲げるため、必要な手続きをとらなければならない。

(基本財産の処分)

第29条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事会及び評議員会の承認を得て、阿賀野市長の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、阿賀野市長の承認は必要としない。

- (1) 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合
- (2) 独立行政法人福祉医療機構と協調融資（独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。）に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合（協調融資に係る担保に限る。）

(資産の管理)

第30条 この法人の資産は、理事会が定める方法により、理事長が管理する。

- 2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。

(事業計画及び収支予算)

第31条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎会計年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該会計年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第32条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）
- (5) 貸借対照表及び収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(1) 監査報告書

(2) 理事及び監事並びに評議員の名簿

(3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類

(4) 事業の概要等を記載した書類

(会計年度)

第33条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

(会計処理の基準)

第34条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

(臨機の措置)

第35条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意がなければならない。

第 7 章 解 散

(解 散)

第36条 この法人は、社会福祉法第46条第1項第1号及び第3号から第6号までの解散事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第37条 解散(合併又は破産による解散を除く。)した場合における残余財産は、評議員会の決議を得て、社会福祉法人並びに社会福祉事業を行う学校法人及び公益財団法人のうちから選出されたものに帰属する。

第 8 章 定 款 の 変 更

(定款の変更)

第38条 この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、阿賀野市長の認可(社会福祉法第45条の36第2項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。)を受けなければならない。

2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なく

その旨を阿賀野市長に届け出なければならない。

第 9 章 公 告 の 方 法 そ の 他

(公告の方法)

第 3 9 条 この法人の公告は、社会福祉法人たちばな会の掲示場に掲示するとともに、官報、新聞又は電子公告に掲載して行う。

(施行細則)

第 4 0 条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附 則

この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。ただし、この法人の成立後遅滞なく、この定款に基づき、役員の選任を行うものとする。

理事長 小 林 義 明

理 事 石 山 信 男 片 桐 義 一 金 子 金 太 郎

三 間 義 雄 伊 藤 喜 代 太 小 泉 重 一

葦 澤 善 松 岩 橋 熊 雄

監 事 小 泉 豊 吉

附 則 この定款は、平成 2 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 この定款は、平成 3 0 年 4 月 1 日から施行する。

上記定款は原本と相違ない事を証す

令和 3 年 6 月 2 4 日

新潟県阿賀野市中央町一丁目3番1号

社会福祉法人 たちばな会

理事長 小林 義 明

